

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和7年6月13日
京都府京都市右京区西院月双町5番地	フィルネクスト株式会社 代表取締役社長 但田哲男

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	25台	0台	0台	25台
	冷蔵機器及び冷凍機器	19台	0台	0台	19台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	環境を意識した設備管理基準書にて、施設課にて日々点検を実施、また定期的にメーカーによる点検を実施して点検記録は保管しています。			
	廃棄時	機器の点検・更新や廃棄は外部の専門業者に委託をして実施しています、フロン回収は確実に実施し記録を保管しています。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	環境を意識した設備管理基準書にて、施設課にて日々点検を実施、また定期的にメーカーによる点検を実施して点検記録は保管しています。			
	廃棄時	機器更新時には、最新の設備導入をしています。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新時にはトップランナー機器の導入を第一としています。ノンフロン機器への切替を順次行っています。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。